

第 419 回岩手県青少年環境浄化審議会議事録

- 1 日 時
平成 28 年 1 月 14 日 (木)
午後 2 時 から 午後 3 時 10 分まで
- 2 場 所
県庁 R (13) 階 P 1 - K 会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 (5 名)
遠藤 隆 会長
大森 桂子 委員
内宮 眞 委員
佐藤 文子 委員
高橋 真紀 委員
 - (2) 県側 (2 名)
若者女性協働推進室 青少年・男女共同参画課長 中里 裕美
若者女性協働推進室 主査 木野下 博道
- 4 会議の概要
 - (1) 開 会
中里課長の挨拶に続き、木野下主査から「春画について」と題し情報提供あり。
 - (2) 審議会成立
事務局から、5 名の委員が出席したことにより、青少年のための環境浄化に関する条例第 23 条第 2 項の規定 (委員の半数以上の出席) に基づき、審議会成立を報告。
 - (3) 議事録署名人の指名
議事録署名人は会長のほかに、会長が佐藤委員を指名。
 - (4) 議事 (要旨)
【遠藤会長】
本日の審議会は「諮問図書」の審議です。
【事務局】
条例第 10 条第 1 項に基づく「青少年に不健全な図書類の指定」の適否について、知事の諮問事項 (図書類 6 冊) を説明。
【遠藤会長】
それでは、審査に入ります。各委員は審査をお願いします。

【遠藤会長】

審査が終わったようですので、各委員から審査結果の発表をお願いします。

【高橋委員】

全冊指定ということにさせていただきました。

1番に関しては、卑わいな写真が多いというのとスマホの違法アップロードができるというところの記事を中心に読んだのですが、未成年はみなさんスマホを持っていますので、そういうのに直接関わってくるような記事が載っているということが非常に危険だなということで指定とさせていただきました。

2番はマンガですが、犯罪の記事ばかりで、読んでいて具合が悪くなりました。これも前の審査会で読んだ内容を1冊にまとめたようなつくりでしたので、審査基準に該当すると思います。

3番は、非常に気味が悪い感じで、カラー写真ではないのでまだ見ることができましたが、白黒でも精神的苦痛を伴うような記事と写真が掲載されており、(審査基準の) 2に該当するのではないかと思います。

4番は、隠し撮りとか袋とじの写真が多く載っていましたので、未成年にはいけないのではないかと思います。

5番、6番に関しては同じような内容でしたが、未成年に関わる暴走族とか風俗、事件の記事が多く載っており、未成年だと刑が軽くなるということを見込んだ感じで認識されている記事が多く、罪悪感のなさというのをそのまま記事にしているのが気になりまして、(審査基準の) 3に該当するのではないかと思います。

【大森委員】

全冊指定でお願いしたいと思います。

1番は、露出写真が多すぎるということ。多感な若い世代には明らかに有害であるということです。

2番は、少年法を軽んじるような表現があるとういうこと。それから、人を殺すことをいとも簡単に表現している。やはりこれはダメだと思います。

3番は、舌の先を切り開くスプリットタンとか、暴行とか残虐なことが何ともないような表現で羅列されている。これもやはりダメだと思います。

4番は、刺激的な写真が多すぎる。これもダメだと思います。

それから5番ですが、ドラッグをいとも簡単に手に入れられて吸っても大したことはないという間違った印象を与えてしまうと思います。危険だと思います。

6番は、自殺を美化したり、下半身も上半身も露出写真が多く青少年を刺激するものである。ダメだと思います。

【内宮委員】

全冊指定をお願いします。

1番に関しては、インターネットのアダルトサイトの紹介、情報を取ると

いう部分。気になったのは、後ろの方にあるアダルトサイトの広告。それだけでもアウトではないかと思えます。

2番に関しては、少年法に関するもの、性的なもの、残虐性、犯罪を誘発するということでは（審査基準の）1，2，3に該当するのではないかと思えます。

3番に関しては、見るだけで気味が悪い、汚い映像ということで、人形なんかもそうですし、3Dのタトゥーとか見ただけで嫌な雑誌でした。

4番に関しては、いつもの盗撮、性的な感情を刺激するそういう写真が多かったのではないかと思えます。

5番、6番は、同じようなもので、薬物やタトゥーとか、（審査基準の）1，2，3に該当する。

ということで、6冊全部指定をお願いしたいと思えます。

【佐藤委員】

私も全冊指定でお願いしたいと思えます。

みなさんがいろいろとおっしゃったとおりかと思えますが、1番にはアダルトサイトのことがありましたし、5番にはネット公開処刑というのがあって、スマホをみんな持っていますので気軽に見てしまったり、あるいはそこから自分がやってしまうということにならなければ良いなということで、これはやはり良い影響は与えないと思えました。

2番は、やはり少年法の悪用というのが最初にありましたが、そんなことを考えていない子どもたちにわざわざとういうのを感じました。

3番は、これもみなさんがおっしゃったとおり、表紙からしてそうですが、いたずらに恐怖心を煽るといふか、とにかく見てるのも嫌だなという感じがありました。

4番は、特に袋とじは凄くわいせつなものが多かったと思えます。

5番、6番は、いつも同じような感じですが、わいせつなもの、ドラッグ、暴力団ということがありました。

ということで、全冊指定でお願いいたします。

【遠藤会長】

はい、どうもありがとうございました。

私も同じ意見ですが、特に今回の場合は風俗の低年齢化を助長するような女子高校生を対象としたような部分があったり、あと3番が特徴的なのですが、直接的にいやらしい写真ではないのですがイメージを煽るようなところがあって、今回そのような特色みたいなものがあつたと思えます。

ということで、全冊指定で答申させていただきます。

(5) その他

次回の開催予定として、平成28年2月12日（金）を提案。

審議会委員署名

会長

委員
